

第3部

基本目標2

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための取組の推進

第1章
在宅で安心して暮らし
続けるための取組

P73

第3部
(基本目標2)

第3部
(基本目標2)
第1章

第2章
認知症と共生する社会の
実現に向けた取組の推進

P83

第3部
(基本目標2)
第2章

第3章
在宅医療・介護連携の推進

P92

第3部
(基本目標2)
第3章

第4章
介護者の負担軽減

P96

第3部
(基本目標2)
第4章

第5章
状態に応じた
住まいや施設の整備

P101

第3部
(基本目標2)
第5章

第6章
高齢者関連施策の実施による
住みよいまちづくり

P111

第3部
(基本目標2)
第6章

第3部 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための取組の推進

高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあり、後期高齢者の増加や家族構成の変化による老老介護や、ダブルケアなど、介護の状況や介護をしている家族が抱える問題も複雑化・複合化しています。

こうした中、介護を必要とする状態になった場合でも、自宅で暮らし続けたいと希望される方が多く、介護保険サービスの在宅サービスを利用する割合が高いことから、住み慣れた自宅で暮らし続けられる取組を推進していく必要があることが分かります。

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、家族介護者の負担軽減などとともに、権利擁護や虐待防止等により、本人の身体に限らず精神面の支援や意思の尊重を行い、地域生活における取組を複合的に促進していくことが必要となります。

また、様々な事情により自宅での生活が困難となった場合であっても、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供されるよう、高齢者福祉施設等の整備や、住まいの確保と多様な住まい方の支援を推進します。

【老老介護】

高齢者が高齢者を介護すること



【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと



本市の特徴と課題

- ① 高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向（国勢調査）
- ② 介護を必要とする状態になった場合でも、自宅での生活を続けることを希望されている方が多い（高齢者福祉・介護実態調査）
- ③ 介護保険サービスの在宅サービスの割合が高い（全国平均比較）

<第3部 基本施策の体系>

基本施策

在宅で安心して暮らし続けるための取組（P73）

- 総合相談支援体制の強化
- 権利擁護による日常生活の支援
- 虐待防止と対応体制（本人）
- 孤立化の防止
- 緊急時に備えた支援体制

認知症と共生する社会の実現に向けた取組の推進（P83）

- 支援体制の促進
- 認知症と共生する地域づくり

在宅医療・介護連携の推進（P92）

- 在宅での療養に関する情報提供の充実
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

介護者の負担軽減（P96）

- 介護者への負担軽減のための取組
- 虐待防止と対応体制（介護者）

状態に応じた住まいや施設の整備（P101）

- 高齢者福祉施設等の現状
- 高齢者福祉施設等の整備目標
- 住まいの確保と多様な住まい方の支援

高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり （P111）

- 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

第1章 在宅で安心して暮らし続けるための取組

身体機能や認知機能が低下している高齢者や、虐待を受けている高齢者、身寄りがなく人との関わりが少ない高齢者など、日常生活を送る上で何らかの支援・援助が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるためには、介護保険サービスだけではなく、公助的な視点も必要となります。

第1節 総合相談支援体制の強化

高齢者や介護者、また地域住民の身近な相談機関として、全ての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。

高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）では、地域包括支援センターの認知度が73.4%と、前回調査時（令和元年度）から増加しており、この3年間で更に認知度が上がっています。

◆地域包括支援センターの認知度

「相談や介護予防教室などでセンターを利用したことがある」	14.6%
「センターを利用したことはないが、事業内容を知っている」	20.7%
「事業内容は知らないが、センターがあることは知っている」	38.1%
「センターがあることを知らない」	22.7%
「無回答」	4.0%

地域包括支援センターを知らない方が約2割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

第9期の展開

地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センターが中核機能を担うことから、高齢者や介護者が必要に応じて相談できるよう、その存在や役割について、引き続き周知を図ります。

近年、地域包括支援センターに寄せられる相談は複雑化・複合化し、高齢者分野のみでは解決が困難なケースも増えてきていることから、障害、子ども等、他分野における相談機関との連携や、地域にある社会資源の活用を図りながら、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【図表一 地域包括支援センターの取組】

● 私たちの取組

相談にのります

できるだけ人の手は借りずに生活したい。今の健康を維持する方法は？

引越してきたばかりで友人がいない。地域のサークルを教えてください。

家族がいないので、この先認知症になったとき、生活や財産管理が心配。

最近、あそこの家のおばあちゃん、顔をみないけど、体調でも悪いのかな。

悪質な訪問販売の被害にあっけず、困っています。

自立を応援します

元気で自立した生活を送るための、健康・介護予防に関する教室や講演会を開催しています。また、地域のサークル活動を応援します。

地域づくりをお手伝いします

医療分野・介護分野の専門家をはじめ、民生委員、自治会・町内会、事業所などと連携して地域の高齢者の方々をみまもる仕組みづくりをすすめています。

● 職員体制

専門知識を持ったスタッフが連携して支援します。

主任ケアマネジャー

介護に関する専門職です。その人の心身の状況に応じて適切なサービスが受けられるようサポートします。

社会福祉士

心身や経済面などにお困りの方から相談を受け、日常生活が安心して営めるように支援する専門職です。

保健師または看護師

病気や要介護状態にならないように、アドバイスや相談にのる専門職です。

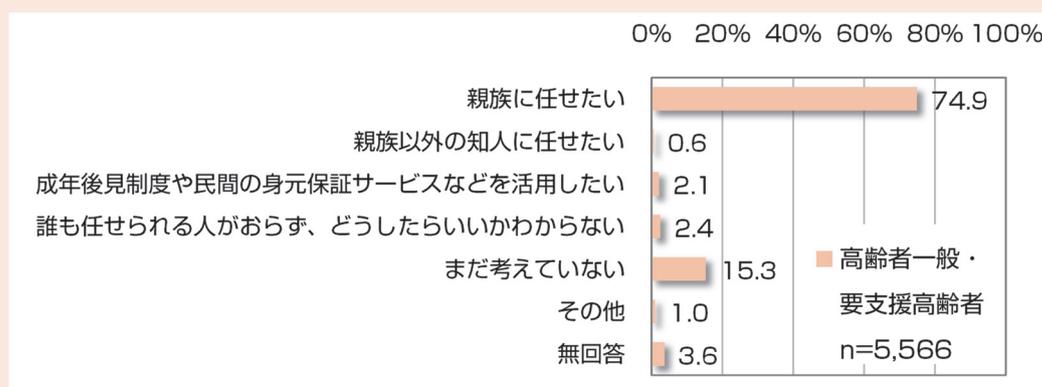
第2節 権利擁護による日常生活の支援

認知症などにより物事を判断する能力が十分ではない高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わず、安定した生活を送れるよう、権利擁護の仕組みが重要となります。

成年後見制度は、民法に基づく制度として平成12年4月1日に施行されました。

施行から20年以上が経過している中、制度の利用が進まない理由としては、手続の煩雑さや費用負担の問題などの制度上の課題が要因と考えられます。

◆自身が寝たきりや認知症など、他者による金銭管理や身元保証を必要とする状態となった場合、任せたい人



第9期の展開

成年後見制度の利用を必要とする市民が、適切に制度の利用に結び付くことを目指し、所沢市成年後見センターを中心に関係機関との連携を強化しながら、地域連携ネットワークの整備を行っていきます。また、制度の内容や手続の方法、費用負担等についての普及啓発を市ホームページやパンフレット等を活用して推進し、高齢者の権利擁護のため、適切に相談・支援できる体制を整備します。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

その他の関連事業

【日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポートねっと）】

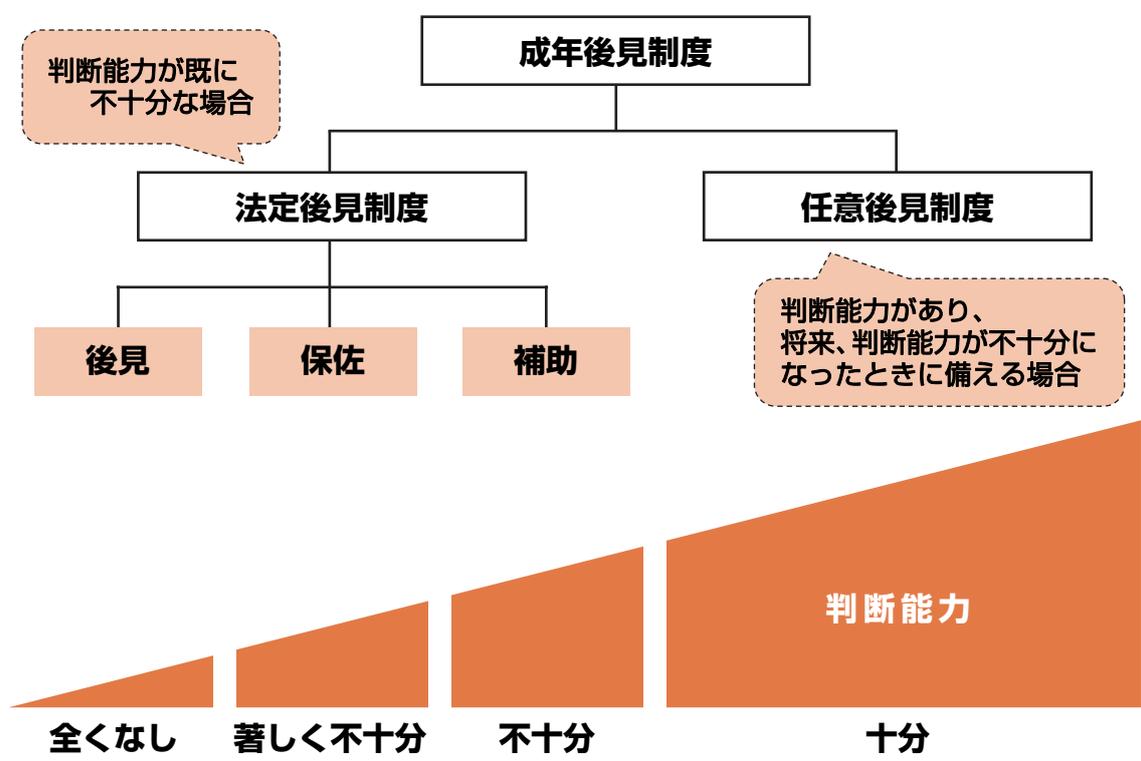
軽度の認知症高齢者等、判断能力が十分ではない方々が地域で自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。所沢市社会福祉協議会が窓口となります。

【所沢市成年後見制度利用促進基本計画】

平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村ごとに策定することとなった計画です。

「成年後見制度の周知・啓発」、「利用しやすい環境整備と担い手の支援」、「地域連携ネットワークの整備」について定めています。

【図表－成年後見制度のイメージ】



第3節 虐待防止と対応体制（本人）

介護者による高齢者虐待の件数は高止まりしている状況です。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応のための体制整備を推進していきます。

これまでの取組

所沢市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット：P77 参照）を展開しており、高齢者や介護者の異変に早期に気付けるよう、地域のネットワークを活用した高齢者を見守る体制づくりを推進してきました。

また、虐待通報があった際は、迅速かつ適切な対応に資するため、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、地域包括支援センターと連携して対応しています。高齢者虐待対応マニュアルについては、虐待対応の一連の流れが円滑に行えるよう虐待対応帳票の整備及び見直しを図りました。さらに、地域包括支援センターを対象とした研修会については、開催方法を見直して対応力の向上を図りました。

第9期の展開

引き続き、高齢者虐待の未然防止・早期発見のため、トコロみまもりネットを活用した見守り体制づくりを推進していきます。また、市と地域包括支援センターが連携し迅速かつ適切な虐待対応を行うため、第8期中に見直した高齢者虐待対応マニュアルに基づく対応及び研修会の定着を図っていきます。なお、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等（互いに自立した夫婦間での暴力、セルフネグレクト等）に対しても、関係機関と連携し、可能な限り高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行います。

第4節 孤立化の防止

高齢化や核家族化の進展、地域とのつながりを持たないことなどを要因とする高齢者の社会的孤立は、消費者被害や孤立死などの問題を生み出しています。また、健康上の問題や生活が困窮している状況があるにも関わらず、認知症等が原因で介護保険サービス等の利用を理解できないために、必要な支援を受けられていない高齢者がいると考えられます。

このような孤立化を防ぐため、高齢者の生活実態の把握に努め、高齢者やその家族が地域から孤立しないよう見守り、支え合いの仕組みづくりを地域や関係機関等と連携しながら推進していきます。

◆地域との関係に対する考え方

「お互いに緊密なかかわりをもち、支えあえる関係をもちたい」…………… 10.1%

「いざというときだけ助け合えるよう、ある程度のかかわりをもっておきたい」…… 38.8%

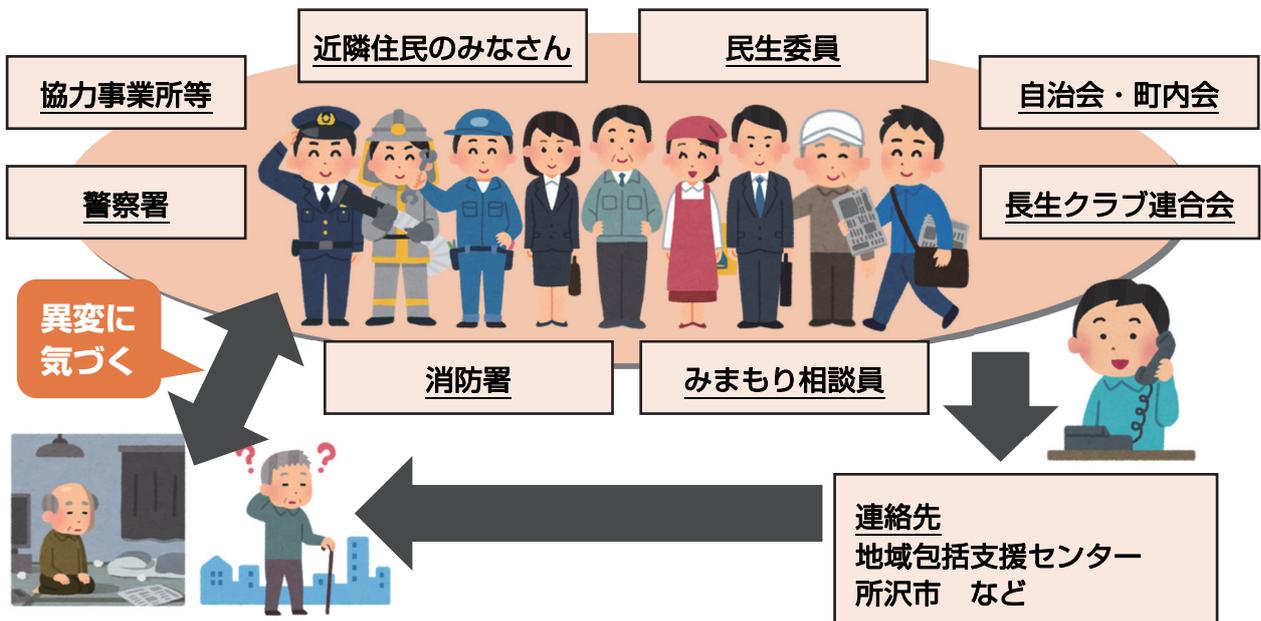
住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときは遠慮なく支え合える関係を望んでいる割合が多くなってきている。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

(1) トコロみまもりネットの推進

高齢者を見守る地域のネットワークづくりを推進するトコロみまもりネットでは、民生委員や長生クラブ、自治会・町内会等の地域における協力機関のほか、新聞販売店や配食事業所等の協力事業所と連携し、道に迷っている、虐待や消費者被害に遭っている疑いがあるなどの気になる高齢者を発見した場合に、市や地域包括支援センターと情報共有を行っています。

【図表—トコロみまもりネット体系図】



これまでの取組

定期的に協力機関及び協力事業所との会議を行い、情報共有をすることで異変を感じた際の対応等について話し合いを行いました。

また、実際に異変を感じた協力機関及び協力事業所からの連絡を受けて、地域包括支援センターが訪問・安否を確認し、医療機関などにつなげる対応をしています。

第9期の展開

引き続き、協力機関及び協力事業所と定期的な会議の開催を通じて適正かつ円滑な運営を図り、地域に住む高齢者を見守るネットワークづくりを推進していきます。

(2) 高齢者みまもり相談員による訪問

高齢者みまもり相談員は、市から委嘱を受けた相談員であり、近隣との交流や福祉サービスの利用機会が少ない一人暮らし高齢者等を対象に、希望者の自宅を訪問し、安否確認や情報提供を行うとともに、話し相手となるものです。

これまでの取組

高齢者みまもり相談員が月2回程度対象者の自宅を訪問し、地域包括支援センターや民生委員等と連携をとりながらみまもりを行ってきました。

高齢者人口の増加とともに、対象者に物忘れ等の症状を抱える方が多くなってきており、高齢者みまもり相談員に対して認知症に関する学習を定期的に行ってきました。

第9期の展開

認知症施策を推進する上で、高齢者みまもり相談員の活動についても認知症の人とその家族に寄り添う体制づくりを検討していきます。

(3) 配食サービスによる見守り

高齢者の見守り・安否確認及び食生活の改善、健康増進、介護予防を図るため、自宅に食事を届ける配食事業者を市が事業者登録しています。

これまでの取組

登録配食事業者にて利用者宅に配食サービスを実施してきました。

- 実績：登録配食事業者数 6社（令和5年9月末日現在）
・利用者数：年間延べ19,288人（令和4年度実績）

第9期の展開

引き続き、配食を必要とする方に対し速やかに案内できるように、メニューの特長を分かりやすく表記するなど、配食事業者を紹介するためのパンフレットを作成し、サービスの周知を図っていきます。

第5節 緊急時に備えた支援体制

突発的事故や体調の急変時、災害発生時等の緊急事態に備え、日常生活を安心して送るためのサービスが求められています。

◆高齢者が住みやすい生活環境を整備するために必要なサービス（上位3位）

「緊急時に救助・救命するサービス」……………70.7%

「外出（通院含む）の支援をするサービス」……………49.3%

「買い物や手続きの代行をするサービス」……………30.1%

緊急時の支援に対する関心が最も高い。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（要介護高齢者の介護者票）より

（1）一人暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与

慢性的な疾病による突発的な症状の変化等が予測される一人暮らし高齢者等を対象に、緊急通報用の通信機器を貸与し、緊急時の連絡手段を確保することで、高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けることを支援するものです。

これまでの取組

緊急通報システムの貸与により、緊急時の通報手段を確保するほか、救急車の適正利用のために、利用者へ使用方法の指導を行ってきました。また、民間の類似のサービスも普及してきていることから、調査を行い、市の利用条件に合わない方へ代替案を提示できるようになりました。

第9期の展開

今後見込まれる高齢者の増加においても、救急搬送を必要とする方へサービスを提供できるよう、適正な利用を進めていくとともに、民間サービスの普及といった社会的背景を踏まえた円滑な運営を行っていきます。

(2) 救急医療情報キットの配布

救急医療情報キットとは、既往症やかかりつけ医療機関、服薬内容等の医療情報や健康保険証（写）、診察券（写）などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時の迅速な救急活動に役立つもので、配布を希望する対象者に無料で配布しています。

これまでの取組

65歳以上の高齢者がいる世帯を対象に、希望者へ配布を行ってきました。

- 実績：配布件数 747本（令和4年度）
- 累計：配布件数 17,352本（令和5年3月末日現在）



第9期の展開

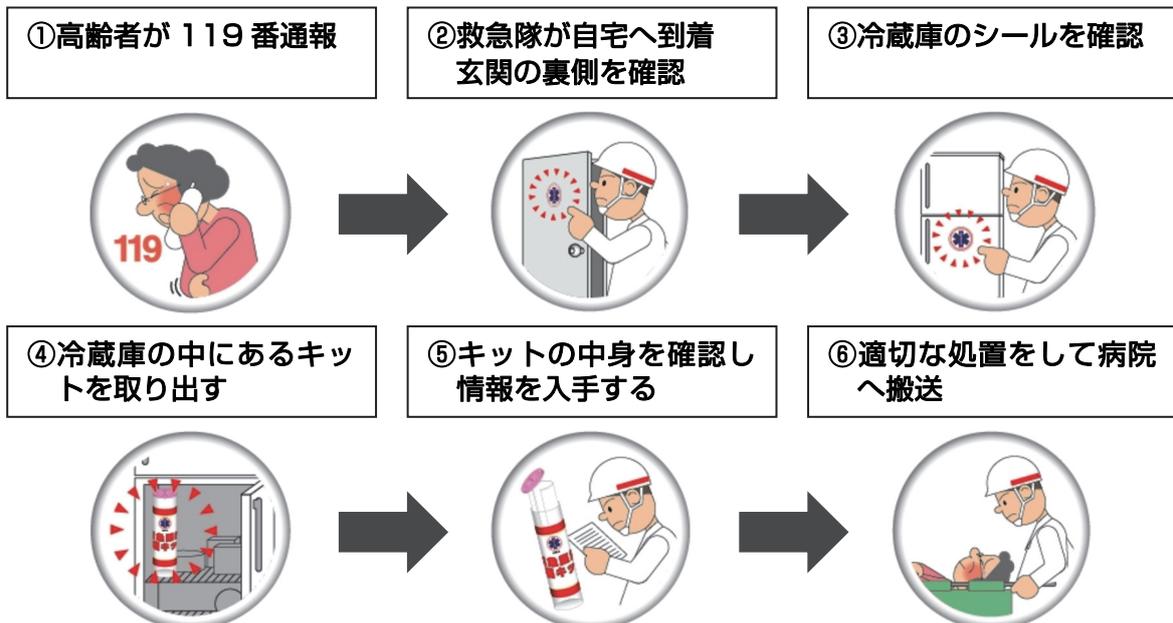
引き続き、65歳以上の高齢者のいる世帯を対象とします。また、高齢者の集まる講演会など様々な機会を捉えて更なる周知、配布を行っていきます。

目標

【図表－救急医療情報キットの配布の目標】

○ 救急医療情報キットの累計配布本数				
令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
17,352本	18,050本	18,750本	19,450本	20,150本

【図表－救急医療情報キットの活用例】



(3) 災害時への対応（避難行動要支援者支援・個別避難計画作成事業）

災害発生時等に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意が得られた場合は、平常時から名簿を地域の自治会・町内会、民生委員等の避難支援等関係者に提供します。また、名簿に記載される避難行動要支援者ごとの避難支援を実施するため、個別避難計画の作成を推進します。

これまでの取組

避難行動要支援者の要件に該当する方に対して同意書を送付し、平常時から個人情報を提供することについての意向確認を実施するとともに、同意が得られた方の名簿を自治会・町内会、民生委員等に配布しました。

第9期の展開

自治会・町内会、民生委員等と連携し、名簿に記載される避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を推進することで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難誘導や安否確認等の地域活動を支援していきます。

第2章 認知症と共生する社会の実現に向けた取組の推進

今後、急速な高齢化とともに認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には700万人を超え、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。平成27年1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、本市でも認知症施策を推進してきました。

令和5年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定されました。同法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められています。

第9期計画においては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた市民一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

【認知症施策推進大綱】

認知症施策推進大綱の基本的な考え方は、『認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく』というものです。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味です。

「予防」とは、『認知症にならない』という意味ではなく、『認知症になるのを遅らせる』、『認知症になっても進行を緩やかにする』という意味です。

主な認知症施策

- ① **普及啓発・本人発信支援**
 - 認知症に関する理解促進
 - 相談先の周知
 - 認知症の人本人からの発信支援 等
- ② **予防**
 - 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - 認知症予防に資する可能性のある活動の推進 等
- ③ **医療・ケア・介護サービス・介護者への支援**
 - 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - 認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組 等
- ④ **認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援**
 - 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - チームオレンジ（P90参照）等の構築
 - 成年後見制度の利用促進
 - 社会参加活動等の促進 等

第1節 支援体制の促進

認知症は、周囲の適切なサポートがない場合、発症から受診まで時間がかかり、重症化してから医療につながる方も少なくありません。早期に受診につながることで適切な診断や治療を受け、周囲が正しい対応方法を知ることによって進行を緩やかにすることができます。

そのため、早期診断、早期対応が受けられる相談体制の確保や、診断後の認知症高齢者やその家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援等を推進します。

◆認知症について学ぶ機会への参加意向

「参加したい」	9.8%
「自宅の近くであれば参加したい」	32.5%
「既に参加したことがある」	4.3%
「特に参加したいと思わない」	30.2%
「わからない」	19.7%
「無回答」	3.5%

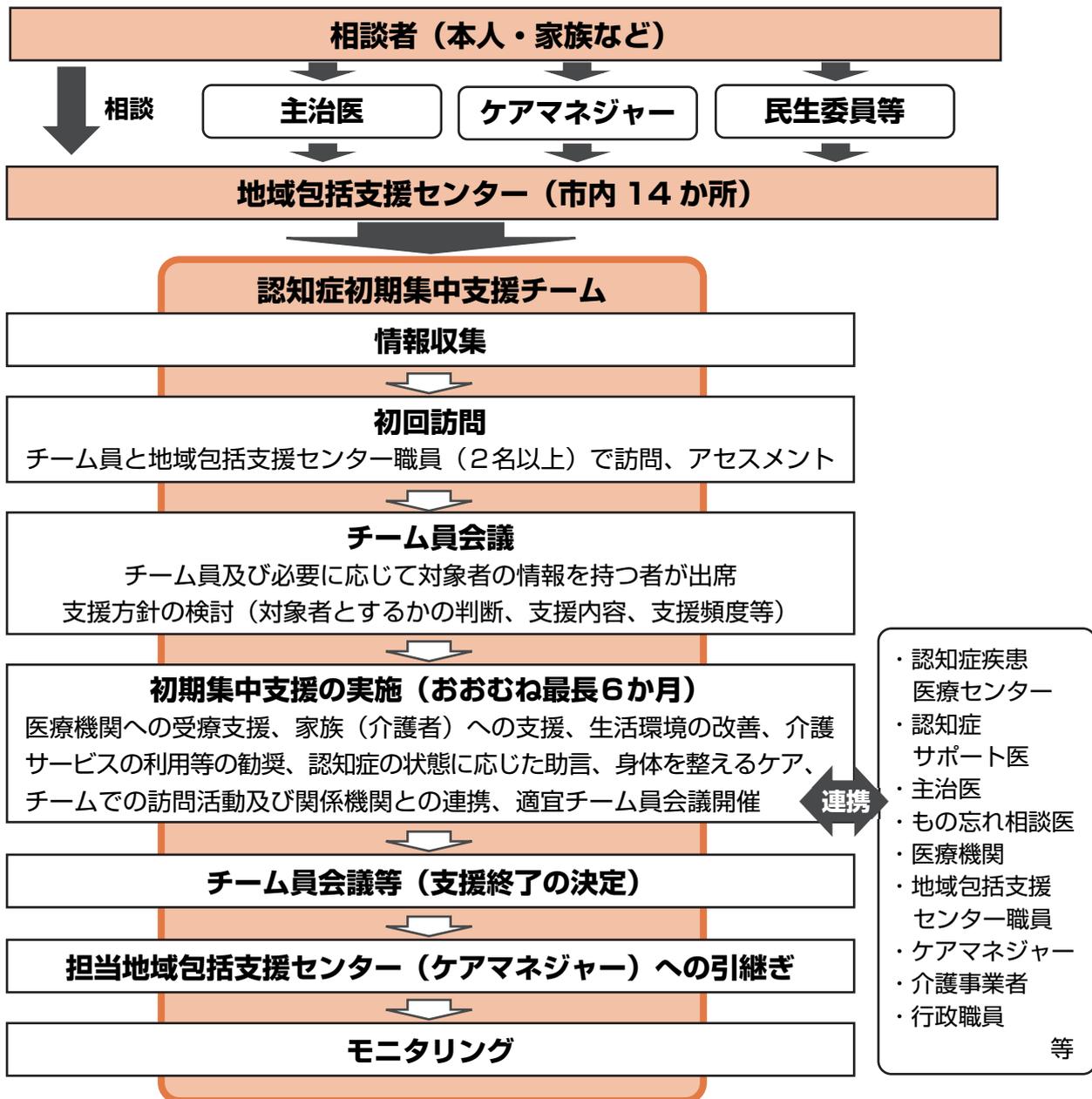
参加したいと考えている方が約4割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

（1）認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

「認知症初期集中支援チーム」は、認知症サポート医や認知症の専門知識を有する看護師等の専門職で構成されています。集中的な支援が必要だと思われる本人や家族に対して、訪問・観察・評価、認知症に関する正しい情報の提供等により、心理的サポートや助言等を行うとともに、早期に専門的医療機関への受診や自立した生活面のサポートにつながられるよう支援を行います。また、地域の医療機関、介護サービス事業所等との連携体制を構築していきます。認知症高齢者だけでなく、若年性認知症の人も支援の対象としています。

【図表－認知症初期集中支援の流れ】



これまでの取組

- 実績：認知症初期集中支援チームの訪問支援実人数 53人（令和4年度）

認知症初期集中支援チームの支援件数は、増加傾向で推移しており、本人やその家族の状況に合わせて支援していくことで、これまで受診への拒否感が強かった方でも受診につながる事ができた、適切な介護サービスへとつなげて在宅生活を継続することができた等、認知症初期集中支援チームが効果的に機能している状況が見られます。一方で、支援件数が増加している中で、どのように質を確保しながら対応していくかが課題となっています。認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員で情報共有や意見交換する場を設け、相談受付票を活用して認知症初期集中支援チームの介入の必要性を明確にしていくことなどを確認しました。

第9期の展開

引き続き、認知症初期集中支援チームによる支援を展開するとともに、今後の支援件数の状況を踏まえながら、質を確保した運営方法について検討します。また、引き続き、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が情報共有や意見交換できる場を設定し、連携の強化を図るとともに、認知症初期集中支援チームを適正に利用できるようにして安定的な運営に努めます。

目標

【図表－認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進の目標】

○ 認知症初期集中支援チームの訪問支援実人数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
53人	58人	40人	40人	40人

(2) 認知症地域支援推進員の活動の推進

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス事業所など、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組を推進する「認知症地域支援推進員」を配置しています。

これまでの取組

認知症地域支援推進員は、平成27年度から高齢者支援課に配置し、より地域の実態に応じた認知症施策を展開するため、令和元年度から各地域包括支援センターにも配置しています。認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの作成・見直し、認知症カフェの開設、認知症初期集中支援チームとも緊密に連携して認知症の人の早期診断・早期対応につなげる相談支援、介護者支援、支援ネットワークの構築を図るなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してきました。

【認知症ケアパス】

認知症の症状の進行に応じて、いつ、どこで、どのようなサービスや支援を利用することができるのかをまとめたものです。

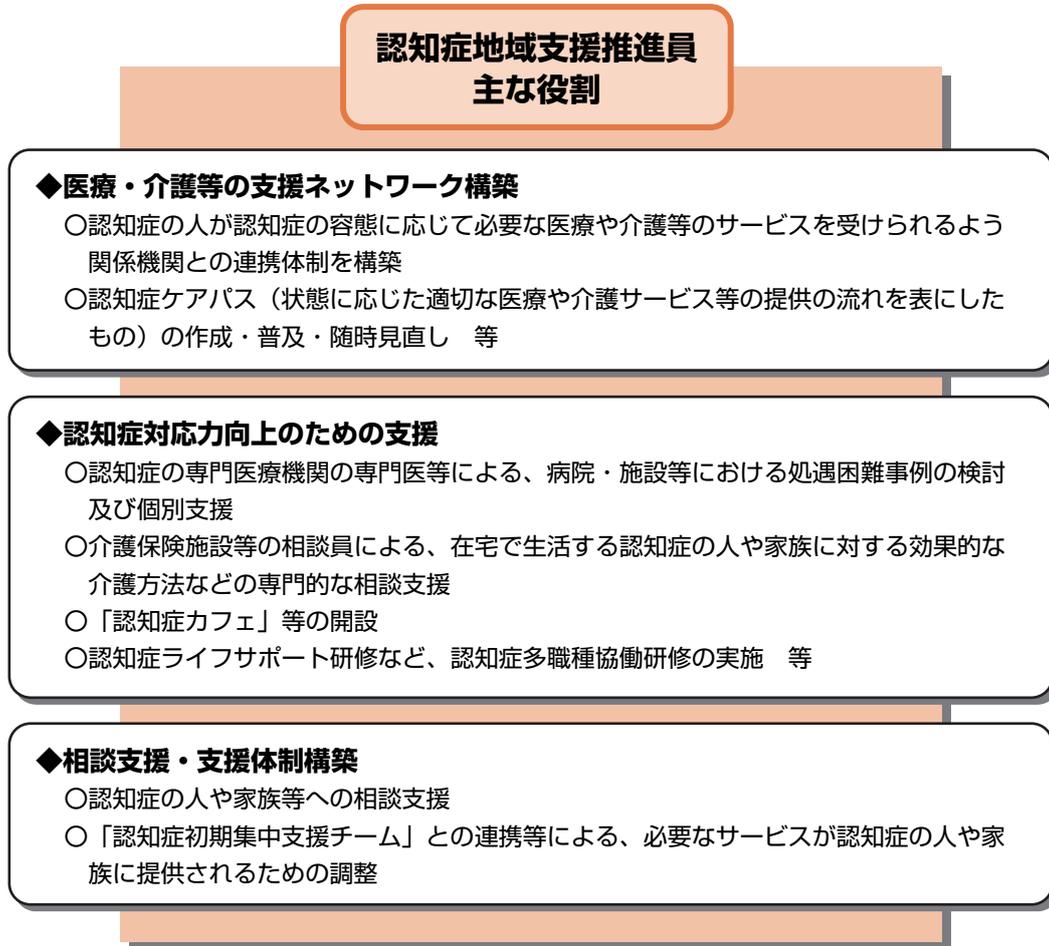
本市では、平成29年1月に作成した認知症ケアパス「所沢市認知症あんしんガイド」の見直しを令和2年度に行っており、関係機関を通じて市民の皆様へ認知症について正しく理解していただくとともに、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう努めています。



第9期の展開

引き続き、認知症地域支援推進員を中心として、地域の実態を踏まえて地域に根差した取組を推進します。また、認知症の人やその家族の視点を重視した認知症施策を展開します。

【図表一 認知症地域支援推進員の主な役割】



(3) 権利擁護の取組の推進

高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者も増加していくものと見込まれます。さらに、核家族化の進展等によって、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増え、親族による支援が難しい方の増加が見込まれるなど、社会情勢に即した成年後見制度の体制整備が求められています。

第9期の展開

成年後見制度の利用を必要とする市民が、適切に制度の利用に結び付くことを目指し、所沢市成年後見センターを中心に関係機関との連携を強化しながら、地域連携ネットワークの整備、制度の内容や手続の方法、費用負担等についての普及啓発を行っていきます。

第2節 認知症と共生する地域づくり

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人、家族はもちろん、地域全体で認知症について正しく理解し、地域で見守り、支え合い、共生する地域づくりを推進します。

◆認知症について知っていること

「みんなのカフェ（認知症カフェ）」…………… 15.3%

「認知症サポーター」…………… 16.5%

「トコロんおかえりQR」…………… 12.4%

認知症施策の認知度は1割台。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

(1) 認知症の人やその介護者への支援と地域交流の促進

認知症の人や介護している家族、地域住民、医療職・介護職（認知症に関する相談対応ができる専門職）などが交流し、情報交換やお互いを理解し合える場として、「所沢市みんなのカフェ（認知症カフェ）」を市内12か所（令和5年9月末日現在）に設置しています。

また、地域包括支援センターでは、介護者の身体的・精神的な負担軽減が図れるよう、家族介護支援事業の一環として「介護者の集い」を開催しています。

これまでの取組

所沢市みんなのカフェは、医療職や介護職なども参加していることから、専門的な助言により認知症の重症化の早期発見や早期対応につながることもあり、介護している家族の相談の場としても活用されています。また、地域住民との交流を通じて、地域で認知症の人を見守る体制づくりを推進してきました。

介護者の集いは、認知症の人の介護者も参加し、交流や情報交換ができる場、介護に関する知識や技術を学べる場として活用されています。また、認知症の人が参加できるプログラムも開催しています。

第9期の展開

引き続き、所沢市みんなのカフェや介護者の集いの開催により、認知症の人やその家族を見守り支援する体制づくりを推進するとともに、チームオレンジと連携した施策展開を検討し、地域における認知症施策の拠点となる取組を推進します。

(2) 認知症サポーターの養成と活動の支援

厚生労働省では、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、全国で認知症サポーターを養成する「認知症サポーターキャラバン」を展開しています。

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座において認知症に対する正しい知識を学び、地域の中で認知症の人やその家族の理解者となって、見守りやできる範囲の手助けをします。

これまでの取組

全国での認知症サポーター養成講座受講者数は、令和5年9月末日現在で1,482万人を超え、本市においても、令和5年9月末日までに26,791人が養成講座を受講しました。

第9期の展開

引き続き、世代や分野に関わらず様々な方に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、学校や職域を含む地域全体での認知症についての正しい理解を促すことで、認知症と共生する地域づくりを推進します。認知症サポーター養成講座の講師ができるキャラバン・メイトを養成する研修を市でも開催し、活動を支援します。さらに、チームオレンジの体制づくりに向け、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、認知症サポーターが地域の様々な場で活躍できるよう支援します。



目標

【図表－認知症サポーターの養成と活動の支援の目標】

○ 認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数）				
令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
26,154人	27,500人	29,500人	31,500人	33,500人

【キャラバン・メイト】

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

(3) チームオレンジの体制づくり

チームオレンジとは、地域における認知症の人やその家族と、認知症サポーターや地域の支援者をつなぐ仕組みであり、認知症施策推進大綱により令和7（2025）年までに全市町村に整備することとされています。

これまでの取組

令和7年までにチームオレンジを整備するため、令和2年度から高齢者支援課の認知症地域支援推進員をコーディネーターに位置付け、各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員と連携して、所沢市におけるチームオレンジのあり方について検討を進めてきました。

第9期の展開

これまでの検討を基に、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症サポーターと連携して、認知症の人やその家族がチームの一員として活動に参加し、地域で見守り、地域で支え合うチームオレンジの整備を目指していきます。

(4) 若年性認知症患者に対する支援

65歳未満で認知症を発症した人は、令和2年3月に厚生労働省の研究班から発表された調査結果によると全国で約35,700人、18歳から64歳までの人口10万人当たり50.9人と推計されています。

社会的役割が大きい世代であり、社会的立場、生活環境等も踏まえ、多角的に支援することが求められています。

これまでの取組

発症から診断までに時間を要する場合が多いと言われていることから、市や地域包括支援センターにおいて若年性認知症のリーフレットの配布等による情報提供を行いました。

また、県が配置している若年性認知症支援コーディネーターと連携を図りながら、若年性認知症の人やその家族に対する支援を行いました。

第9期の展開

若年性認知症の人を早期に発見し、早期に対応できるように、若年性認知症の理解促進のための普及啓発や相談窓口の周知を行います。

また、引き続き県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人やその家族の状況に応じた支援を行います。

(5) 地域でみまもり支え合い事業「トコロんおかえりQR」

トコロんおかえりQRとは、高齢者が道に迷ったときに、発見者が持ち物に貼付された二次元コードを読み取ることで、高齢者のご家族に現在の居場所や状況を即時に電子メールや電話で伝えることができるものです。

これまでの取組

広く周知するための方法として、広報紙などの既存の媒体のほかに、若い世代の方々にも知ってもらえるよう動画の作成やテーマソングを作曲し、市の公式 YouTube チャンネルで公開するなど、枠にとらわれない宣伝を工夫しました。

第9期の展開

幅広い世代に認知してもらうことが、高齢者のみまもりにつながるため、協力機関と連携しながら普及啓発を行っていきます。

【図表ートコロんおかえりQRのシール】



第3章 在宅医療・介護連携の推進

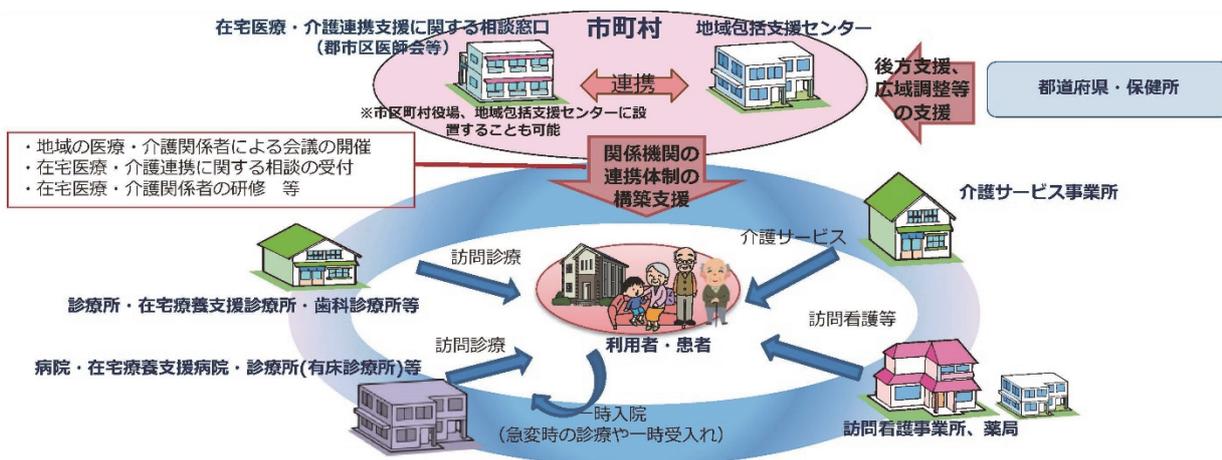
高齢者人口の増加は同時に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加することでもあります。

地域における医療・介護関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供し、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。

高齢者が安心して在宅医療・介護を受けるためには、医療・介護関係者が連携するとともに、医療・介護の利用者やその家族と医療・介護関係者との相互理解を深め、医療・介護に従事する者の安全を確保するなど、医療・介護関係者、市民、市が協力し、地域の医療・介護を守っていく必要があります。

所沢市における在宅医療・介護連携推進事業のめざすべき姿を関係者と共有し、所沢市医療介護連携支援センターを中心として取組を進めていきます。

【図表－在宅医療・介護連携の推進】



出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」より

【在宅医療・介護連携推進事業のめざすべき姿】

多職種連携のもと、市民一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、医療・介護が必要な中でも、人生の最終段階まで安心して生活することができる。

【所沢市医療介護連携支援センター】

在宅での医療と介護をよりスムーズに提供できるよう、医療・介護関係者などの多職種間の連携体制を構築・支援することを目的に、所沢市医師会により平成27年度に開設されたセンターです。

具体的な取組として、医療・介護関係者に対し、連携の強化や関係性の構築に向けた支援（相談支援や課題抽出、対応策の検討等）を行っています。その一方で市民に対しては、在宅療養に関する知識向上のため、講演会やパンフレット配布、当センターホームページでの情報提供等を行っています。

◆自身が介護を必要とする状態になった場合

「自宅で家族の介護を中心に受けながら生活したい」	10.4%
「自宅で介護保険等の公的サービスを利用しながら生活したい」	38.4%
「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」	13.8%
「安否確認や生活相談等のサービスが付いた高齢者向けの住まいに入居したい」	7.8%
「病院等の医療機関に入院したい」	6.9%

介護を必要とする状態になった場合、自宅で生活したい方が約5割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

◆終末期をどこで過ごしたいか

「自宅」	34.7%
「医療機関（病院や診療所）」	20.9%
「特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設」	15.4%
「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅」	4.4%

住み慣れた自宅や介護施設、有料老人ホーム等で終末期を過ごしたい方が約5割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

【人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）】

人生会議とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、自らの望む医療やケアについて決めたり、希望を人に伝えたりすることが難しくなるといわれています。自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

第1節 在宅での療養に関する情報提供の充実

在宅療養に関する知識や理解の向上を目指し、入院だけではなく在宅療養を選択肢の一つとして考慮していただけるように情報提供の充実を図ります。

◆在宅療養のことを知っていますか

「内容についてある程度理解している」	41.6%
「言葉だけは聞いたことがある」	41.7%
「知らない」	14.7%

約4割の方が、在宅療養の内容についてある程度理解している。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般・要支援高齢者）より

これまでの取組

在宅療養に関する情報をまとめたパンフレット「知っておきたい在宅療養」、所沢市医療介護連携支援センターのホームページ、講演会など、在宅での療養に関する周知等を行い、市民や関係機関への情報提供の充実を図ってきました。

第9期の展開

関係機関と連携を図り、様々な媒体及び機会を活用し、在宅療養に関する理解を深められるような効果的な情報提供を行います。

目標

【図表－在宅医療・介護連携の推進の目標 その1】

○ 在宅療養に関する情報を周知する件数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,204件	5,800件	6,000件	6,000件	6,000件

第2節 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

医療・介護関係者のネットワークの充実を図ります。

これまでの取組

地域包括支援センターを中心に、各地区において開催する医療・介護連携会議等により、「医療・介護の顔の見える関係の構築」と「連携における課題の共有等」を行ってきました。

令和2年度からは、課題解決の一環として、入院患者に関わる専門職がより一層円滑に連携できるよう、「入退院時連携ガイドライン」を作成・運用してきました。

また、専門職の情報共有を推進するために、「絆ネットところ」を活用した情報共有のシステムを構築してきたほか、コロナ禍において医療・介護連携会議をオンラインにより実施するなど、ICTを活用した情報共有に取り組んできました。

【絆ネットところ】

市内の医療機関や介護機関等の専門職間で利用されている、ICTを活用した情報共有ツールです。

所沢市医師会が運用ルールを策定し、平成29年度から本格的な運用が開始されています。

第9期の展開

より多くの医療・介護関係者が連携を図れるように、顔の見える関係を構築するとともに、課題抽出及び地域の実情に応じた課題解決に向けた協議を行う場として、「医療・介護連携会議」を開催していきます。

また、地域の医療と介護を守るために、医療・介護関係者が連携・安心して業務にあたることができるよう、所沢市医師会や所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会など関係団体と協働しながら、ハラスメント対応等の研修の実施、埼玉県相談窓口等に関する情報提供、在宅療養に係る情報提供等を通じた医療・介護に関する市民の理解の促進などの支援を行っていきます。

目標

【図表－在宅医療・介護連携の推進の目標 その2】

○ 絆ネットところ活用人数 ※1か月平均実利用人数				
令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
273人	300人	310人	320人	330人

第4章 介護者の負担軽減

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的の一つとなっています。

また、平成28年6月2日に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』では「介護離職ゼロ」に向けた取組として、介護の環境整備、介護負担の軽減等により、家族が介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しています。

埼玉県においては、令和2年3月31日に全国初の埼玉県ケアラー支援条例が公布・施行され、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

こうした現状を受け、第9期計画でも引き続き、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の一環として、介護者の負担軽減のための取組を推進します。

【ケアラー】

ケアラーとは高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことをいいます。

ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。



遠くにひとりて住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事を辞めてひとりて親の介護をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration:izumi Shiga ※一部抜粋し引用

【埼玉県ケアラー支援条例の基本理念】

- ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

第1節 介護者への負担軽減のための取組

現在、介護の状況は家族構成の変化に伴い複雑化・複合化しており、介護をしている家族は何らかの身体的負担や心理的負担を抱えている方が多く、介護者の負担軽減が求められています。

高齢者福祉・介護実態調査において、前回調査時よりも高齢の介護者の割合が増加しています。今後、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護に対する負担を抱えた家族介護者も増加していくことが見込まれるため、家族介護者への支援事業の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関やサービス提供事業者等と連携を図り、家族介護者の離職防止を図るとともに、家族介護者が地域から孤立することのないように取組を実施し、家族介護者の負担軽減を目指します。

◆介護者の年齢（上位3位）

「70 歳代」	29.9%
「80 歳以上」	25.6%
「60 歳代」	22.6%

◆介護者が困っていること（上位5位）

「身体的な負担や疲れが大きい」	47.8%
「経済的な負担が増えた」	39.9%
「精神的な負担が大きい」	39.5%
「自分の具合が悪いときに手助けがない」	35.5%
「自分の自由になる時間がもてない」	34.6%
「先の見通しが立たない」	34.6%

資料：高齢者福祉・介護実態調査（要介護高齢者の介護者票）より

(1) 介護者の集いの場への参加促進

地域包括支援センターが各圏域で実施している「介護者の集い」や、「所沢市みんなのカフェ（認知症カフェ）」とともに、地域には家族介護者による団体が開催している集まりや、介護者を受け入れている地域サロンなど、介護者が集える場所があります。

これまでの取組

介護者の抱える問題は複雑化・複合化しており、様々なニーズに応じた集いの場を創出することが課題となっています。また、働きながら介護をしている介護者においては、平日に開催される介護者の集いの場には参加しにくい状況もあります。

高齢者福祉・介護実態調査において、現状では介護者同士の集まりの場を望む声は決して多くありません。しかし、介護者が抱える困りごとは多様であることから、介護者の潜在的なニーズの把握を行って対応していくことが重要と考えます。

【図表－介護者の集いのイメージ】



第9期の展開

引き続き、介護者同士の交流の機会を提供し、情報交換や相談、助言等がされることにより、介護者の心理的不安感の軽減や、介護のヒントを得たことでの就労との両立等、介護者の負担軽減のための取組を推進していきます。

また、介護者のニーズに沿った形でのより効果的な取組となるよう、開催場所、日時、形態等の見直しを検討します。

(2) 在宅で要介護4又は5の高齢者を介護する家族への支援

これまでの取組

① 特定在宅高齢者介護手当の支給

要介護4又は5の認定を受けている高齢者を常時在宅で介護している家族等を対象に、年1回手当を支給することで介護者の負担軽減を図ってきました。

② 在宅介護者リフレッシュ事業

上記の手当の支給を受けている方（在宅介護者）を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術を低額で利用できる「在宅介護者リフレッシュ事業利用券」を交付し、施術の際にヘルスチェックを行うことで、在宅介護者の疾病予防、病気の早期発見等につなげ、介護者の負担軽減を図ってきました。

第9期の展開

引き続き、在宅での介護者へ手当等を支給するとともに、適切に介護者の負担軽減につながるサービス等の検討を行い、要介護4又は5の認定を受けている高齢者を在宅で介護する家族への支援を行います。

第2節 虐待防止と対応体制（介護者）

介護者による高齢者虐待の件数が増加しており、令和3年度の高齢者虐待の対応状況等に関する調査によると、介護者による虐待の主な要因として、「介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の精神状態が安定していない」、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」、「虐待者の理解力の不足や低下」が挙げられています。

虐待を防止するためには、介護者の負担軽減や社会から孤立しないための支援が求められており、個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。

これまでの取組

介護者が、情報不足のために在宅介護での問題を抱え込んで介護離職等の問題に発展したり、介護サービスを利用しても精神的に孤立してしまったりと、介護者にかかる負担が虐待発生の要因の一つとなっています。介護者への適切な情報提供や支援をすることが虐待の未然防止につながるため、地域包括支援センターやケアマネジャー等が連携して、介護者が相談しやすい環境を整え、認知症に関する知識や適切な介護サービス情報を提供することで、介護者の負担軽減を図ってきました。

また、虐待対応を行う中でも、被虐待者に対してだけでなく、虐待者である介護者に対しても必要な支援を行うことで、虐待の発生要因の解消や再発防止につなげました。

第9期の展開

引き続き、地域包括支援センターや介護サービス事業者等の関係機関と連携して、地域住民や介護サービス業務の従事者を含む関係者等に対する普及啓発をしていくことで地域のネットワークの強化を推進し、適切な介護者支援や相談しやすい体制づくりによる虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。

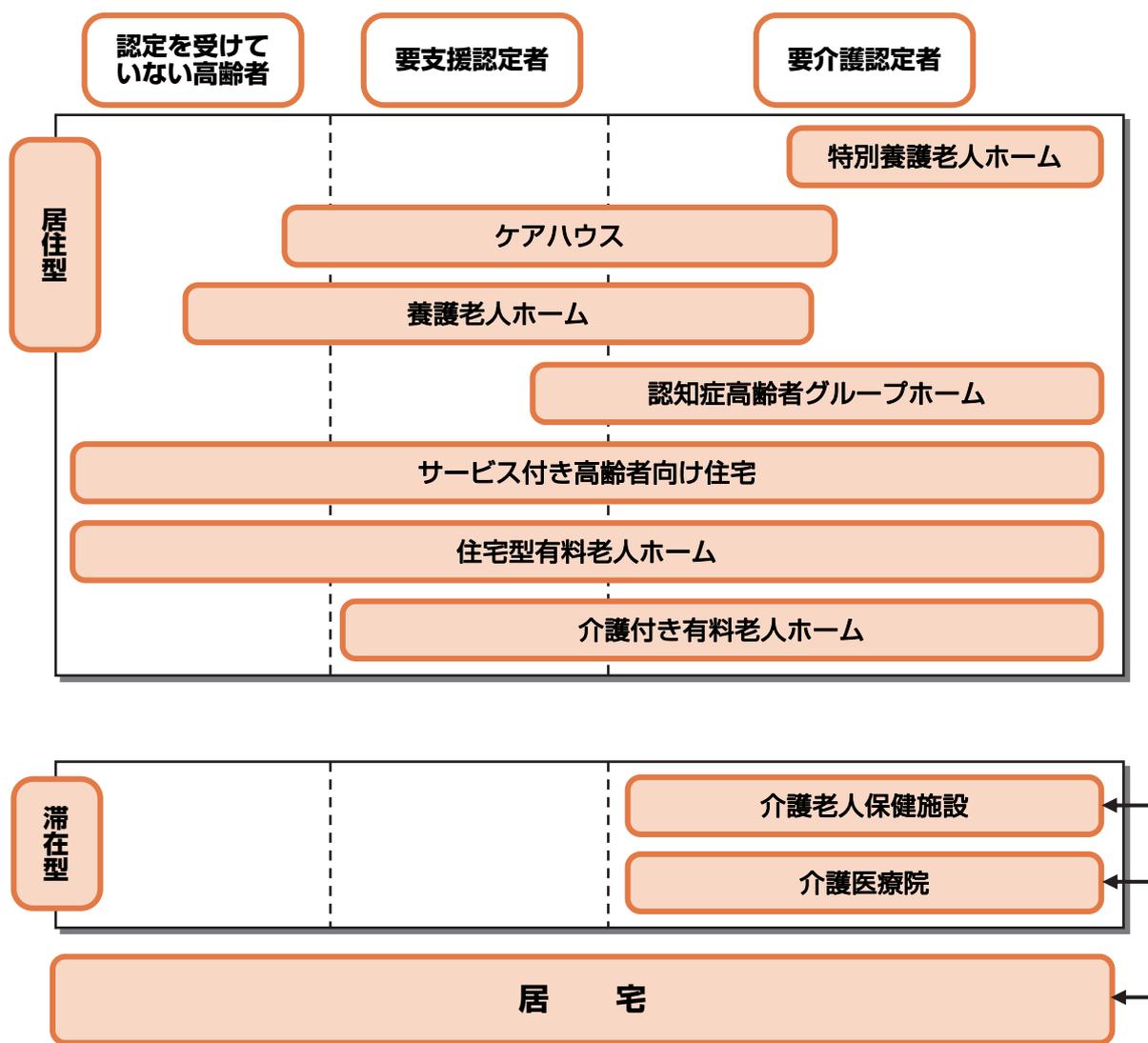
また、虐待対応における介護者支援についても、引き続き関係各課や関係機関等と連携し行っていきます。

第5章 状態に応じた住まいや施設の整備

要介護高齢者や認知症高齢者が、自宅での生活が困難となった場合であっても適切な介護が提供されるよう、その選択肢となる施設の整備を進めます。

現状や外部環境を踏まえ、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めるとともに、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅については、整備希望事業者や県との調整に努めていきます。

【図表一状態に合わせた住まいのイメージ】



※この図は、身体状態に応じてどの住宅や施設が条件に合うかを大まかに区別できるように示したものです。この図に当てはまらない場合があります。

第1節 高齢者福祉施設等の現状

日常的に介護を必要とする状態となった方や、日常生活に不安があるなどの理由により、高齢者向けの施設や住まいへの住み替えを希望する方のために、次のとおり施設整備を進めてきました。

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホームは、寝たきりや認知症等により常時介護の必要があり、自宅での生活が困難な場合に入所する施設です。新規の入所は原則として要介護3以上の方が対象となります。

【図表－特別養護老人ホームの整備状況】

	施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
広域型	亀令園	100人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	昭和53年
	康寿園	124人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	昭和62年
	ロイヤルの園	50人	小手指第1	社会福祉法人 栄光会	平成7年
	所沢やすらぎの里	52人	三ヶ島第2	社会福祉法人 安心会	平成8年
	健寿園	50人	富岡	社会福祉法人 健寿会	平成10年
	東所沢みどりの郷	66人	柳瀬	社会福祉法人 聖久会	平成11年
	千寿里	50人	柳瀬	社会福祉法人 親和会	平成13年
	飛鳥野の里	70人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成14年
	ところの苑	70人	吾妻	社会福祉法人 端午会	平成17年
	所沢かがやきの里	90人	並木	社会福祉法人 安心会	平成19年
	アンミッコ	90人	富岡	社会福祉法人 天佑	平成24年
	真和の森	70人	富岡	社会福祉法人 京悠会	平成24年
	ケアカレッジ	80人	三ヶ島第1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成26年
	本郷希望の丘	80人	柳瀬	社会福祉法人 桑の実会	平成27年
	ベテラン館ヴィラ	80人	富岡	社会福祉法人 輝陽樹会	平成28年
なみきロイヤルの園	80人	並木	社会福祉法人 栄光会	平成30年	
すみれ野	80人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	平成31年	
地域密着型	飛鳥野の森	29人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成19年
	平安の森	29人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	平成19年
		1,340人			
今後開設予定の特別養護老人ホーム					
広域型	健寿園新館	100人	富岡	社会福祉法人 健寿会	令和6年

(令和5年4月1日現在)

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難となった場合、老人福祉法に基づき、所沢市老人ホーム入所判定委員会の要否判定を経て、措置により入所する施設です。

昭和 38 年に亀鶴園を設置して運営してきましたが、平成 23 年度から指定管理者制度により管理運営を行っています。

【図表－養護老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	運営主体	開設年
亀鶴園	50 人	所沢市	昭和 38 年

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安がある場合、食事の提供や相談・援助等により入所者の生活を支援する施設です。

介護保険法の特設施設入居者生活介護や地域密着型特設施設入居者生活介護の指定を受けた施設の場合は、入所者は介護サービスの提供を受けることができます。

【図表－軽費老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
所沢やすらぎの里	15 人	三ヶ島第 2	社会福祉法人 安心会	平成 8 年
ピアラ小手指	70 人	小手指第 2	社会福祉法人 正生会	平成 9 年
所沢けやき	56 人	三ヶ島第 1	社会福祉法人 みなわ会	平成 10 年
ケアハウスロイヤルの園	80 人	小手指第 1	社会福祉法人 栄光会	平成 10 年
ケアハウス大光園	48 人	三ヶ島第 2	社会福祉法人 桑の実会	平成 11 年
ケアハウス狭山ヶ丘 (特定施設入居者生活介護)	120 人	三ヶ島第 2	医療法人社団 医鳳会	平成 19 年 (平成 24 年指定)
ケアハウス飛鳥野の森 (地域密着型特設施設入居者生活介護)	29 人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成 19 年
	418 人			

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(4) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、自宅への復帰を目指すために、おおむね3か月程度を期間として医学的管理の下でリハビリテーションや日常生活上のケアを行う施設です。

【図表－介護老人保健施設の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
所沢ロイヤルの丘	110人	小手指第1	医療法人 啓仁会	平成2年
ケアステーション所沢	90人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	平成7年
さんともめ	100人	富岡	医療生協さいたま生活協同組合	平成13年
雪見野ケアセンター	100人	富岡	社会医療法人 入間川病院	平成13年
エスポワール所沢	100人	富岡	医療法人社団 明雄会	平成23年
みかじま	90人	三ヶ島第1	医療法人 泰一会	平成24年
遊	80人	三ヶ島第2	社会医療法人 至仁会	平成24年
	670人			

(令和5年4月1日現在)

(5) 介護医療院

介護医療院は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

平成30年4月より創設された施設類型であり、要介護1以上の認定を受け、かつ長期にわたり療養が必要な方が対象となっています。

【図表－介護医療院の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
緑ヶ丘介護医療院	93人	三ヶ島第2	医療法人 仁栄会	令和2年

(令和5年4月1日現在)

(6) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者グループホームは、認知症の症状がある方を対象に、家庭的な共同生活住居（ユニット）において日常生活上の介護を提供する住居です。

少人数の共同生活住居を単位とすることで、職員との馴染みの関係の中で落ち着いた生活を送ることができます。

【図表－認知症対応型共同生活介護の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
グループホーム上新井苑	18人	山口	株式会社 ヴォルフアート	平成18年
康寿園グループホーム輝	18人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	平成18年
グループホームみんなの家・東所沢	18人	柳瀬	ALSOK 介護株式会社	平成18年
グループホームこころ	18人	小手指第1	社会福祉法人 桑の実会	平成20年
グループホーム暖家所沢	18人	三ヶ島第2	メディホーム株式会社	平成21年
トゥルーケアGHえがお	18人	山口	株式会社 トゥルーケア	平成21年
グループホーム所沢ほほえみ	18人	並木	社会福祉法人 安心会	平成23年
所沢グループホームそよ風	18人	小手指第1	株式会社 SOYOKAZE	平成24年
愛の家グループホーム所沢 小手指	18人	小手指第1	メディカル・ケア・サービス株式会社	平成26年
グループホームひばりの空	18人	三ヶ島第1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成26年
アンジューム所沢	18人	並木	株式会社 日本ライフデザイン	平成29年
グループホームさんとも	18人	富岡	医療生協さいたま生活協同組合	平成29年
あおぞら山口	18人	山口	有限会社 アートライフ	平成30年
あおぞら南永井	18人	柳瀬	有限会社 アートライフ	平成30年
グループホームつどい「東所沢家」	18人	柳瀬	メディカル・ケア・プランニング株式会社	令和元年
ニチイケアセンター東狭山ヶ丘	18人	三ヶ島第2	株式会社 ニチイ学館	令和2年
医療法人啓仁会 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム つどい	18人	小手指第1	医療法人 啓仁会	令和5年
グループホーム幸せふくろう北秋津	18人	吾妻	株式会社 メディカルライフケア	令和5年
	324人			

(令和5年9月1日現在)

(7) 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく有料老人ホームは、入居者に対して食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスを提供する施設です。

介護職員等によるケアを行う場合には、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けて、「介護付き有料老人ホーム」として運営されています。指定を受けない場合は「住宅型有料老人ホーム」となり、入居者が介護を必要とする状態となった場合には外部の介護サービス事業所を利用するなどの対応となります。

【図表－介護付き有料老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
ブランシエール所沢（※1）	55人	所沢	株式会社 長谷工シニアウエルデザイン	平成17年
ニチイケアセンター所沢上安松	50人	松井西	株式会社 ニチイ学館	平成23年
ロイヤルレジデンス東所沢	50人	松井東	株式会社 社会福祉総合研究所	平成26年
ところざわ翔裕館Ⅰ号館	80人	富岡	株式会社 サンガジャパン	平成27年
桂の樹	30人	所沢	医療生協さいたま生活協同組合	平成27年
なかとみ悠生苑	80人	富岡	株式会社 ビーヘルス	平成29年
イリーゼ所沢西	58人	三ヶ島第2	HITOWA ケアサービス株式会社	平成30年
SOMPOケア ラヴィーレ東所沢	72人	柳瀬	SOMPO ケア株式会社	平成30年
花りぼん所沢	60人	富岡	ライジングサン株式会社	令和2年
武蔵野の郷	74人	松井東	株式会社 パイン	令和3年
リアンレーヴ新所沢	90人	新所沢	株式会社 木下の介護	令和3年
	699人			
今後開設予定の介護付き有料老人ホーム				
長寿苑（※2）	40人	三ヶ島第2	株式会社 千雅	令和6年
（仮称）なかとみ東悠生苑	77人	富岡	株式会社 メディカルライフケア	令和6年
リアンレーヴ西所沢	78人	小手指第1	株式会社 木下の介護	令和7年
アズハイム西所沢	96人	山口	株式会社 アズパートナーズ	令和8年

（令和5年12月1日現在）

※1 介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが、同一建物内で運営されています。定員は、介護付き有料老人ホームの定員を記載しています。

※2 住宅型有料老人ホームからの転換によります。

【図表－住宅型有料老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
福祉の森	14人	山口	社会福祉法人 桑の実会	平成15年
ベストタイムアリス	27人	小手指第1	株式会社 アリスの夢	平成16年
ブランシエール所沢（※）	204人	所沢	株式会社 長谷工シニアウェルデザイン	平成17年
ベストライフ所沢	82人	山口	株式会社 ベストライフ埼玉	平成18年
ベストライフ所沢くすのき台	51人	所沢	株式会社 ベストライフ埼玉	平成18年
所沢幸楽園	40人	新所沢東	医療法人社団 白報会	平成19年
グループリビングアリスの家ローズ館	17人	小手指第1	株式会社 夢くらぶ	平成25年
ゆうらく東所沢	18人	柳瀬	株式会社 イーストマンライツ	平成27年
西ところざわ翔裕館	20人	三ヶ島第2	株式会社 サンガジャパン	平成27年
グループリビングアリスの家椿峰館	23人	小手指第1	株式会社 夢くらぶ	平成28年
所澤ハウス	40人	柳瀬	医療法人社団 龍岡会	平成28年
ブランシエール新所沢	103人	新所沢	株式会社 長谷工シニアウェルデザイン	平成29年
憩	57人	三ヶ島第2	社会医療法人 至仁会	平成29年
	696人			
今後開設予定の住宅型有料老人ホーム				
医心館小手指	54人	小手指第2	株式会社 アンビス	令和6年

（令和5年12月1日現在）

※介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが、同一建物内で運営されています。定員は、住宅型有料老人ホームの定員を記載しています。

(8) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づくサービス付き高齢者向け住宅は、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、生活相談と状況把握サービスを提供する住宅です。

介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設である場合には、施設における介護サービスを利用することができます。指定を受けない場合でも、外部の介護サービス事業所を必要に応じて利用できます。

【図表－サービス付き高齢者向け住宅の整備状況】

施設名称	戸数	圏域	運営主体	開設年
所沢グループリビングそよ風	32戸	小手指第1	株式会社 SOYOKAZE	平成24年
所沢悠生苑くすのき台	30戸	吾妻	株式会社 メディカルライフケア	平成24年
もみの木	4戸	並木	特定非営利活動法人 グループ野比	平成24年
なごやかレジデンス東所沢	28戸	松井東	株式会社 やまねメディカル	平成24年
レジデンシャル小手指 Sakura	58戸	小手指第2	社会福祉法人 桑の実会	平成25年
所沢ライフステーション 華	51戸	松井東	医療法人社団 秀栄会	平成26年
エクラシア所沢	30戸	小手指第1	株式会社 ウェルオフ	平成28年
イリーゼ新所沢 (特定施設入居者生活介護)	68戸	富岡	HITOWA ケアサービス株式会社	令和4年
	301戸			

(令和5年7月1日現在)

第2節 高齢者福祉施設等の整備目標

今後の更なる高齢化に伴う介護需要の増大に加えて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、既存施設の状況も鑑みつつ第9期計画においても整備を図ります。

(1) 施設・居住系高齢者福祉施設の整備予定

【図表－施設・居住系高齢者福祉施設の整備予定】

	第8期計画分までの 総利用定員	第9期計画 (令和6年度から令和8年度)
広域型特別養護老人ホーム	1,382人 ※	130人
介護老人保健施設	670人	－
介護医療院	93人	60人
特定施設入居者生活介護 (地域密着型を除く。)	1,178人 ※	－

※第1節内の各図表に記載した開設予定の施設を含む数。

(2) 地域密着型サービスの整備予定

【図表－地域密着型サービスの整備予定】

	第8期計画分までの 総利用定員	第9期計画 (令和6年度から令和8年度)
地域密着型 特別養護老人ホーム	58人	－
地域密着型 特定施設入居者生活介護	29人	－
認知症対応型共同生活介護	324人	63人

第3節 住まいの確保と多様な住まい方の支援

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが大切です。

本市では、平成29年3月に「所沢市住生活基本計画」が策定されており、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなどの取組が位置付けられていますが、今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であることから、住宅部局や関係団体等と連携しながら、引き続き、高齢者の住まいの確保と多様な住まい方の支援を推進します。

第6章 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

高齢化の進展による生活課題やニーズが増加する中、高齢者がそれぞれの暮らす地域で自立した生活を送るためには、それらの生活課題等に対応した適切な支援や居住環境整備が求められています。

そのため、高齢者福祉・介護実態調査の結果も踏まえ、高齢者が安心して生活を送れるよう、住みよいまちづくりの視点で支援や環境整備を行います。

第1節 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

(1) 高齢者等に優しいまちづくり（ハード面）

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、関係法規（※）を踏まえ、公共交通機関や道路、施設の整備・改善を積極的に推進し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）、埼玉県福祉のまちづくり条例、所沢市街づくり条例 等

(2) ところバス・ところワゴンの運行

市民の移動手段確保の一環として、現在6コースで市内循環バス「ところバス」を運行しています。

ところバスは、車いすでの乗降にも対応するため、ノンステップバスや、車いす対応リフト付ツーステップバスにより運行を行っています。

ところバスに加えて、地域の需要に応じたきめ細やかな公共交通を整備するため、乗合ワゴンの「ところワゴン」を令和3年4月より三ヶ島地区、令和5年3月より柳瀬地区、令和5年5月より富岡地区で、それぞれ導入しています。

ところワゴンは、乗降ステップ、手すり、車いす用電動リフトを装備しており、高齢者や車いすの方でも安心してご利用いただけます。

また、市内にお住まいの高齢者や障害者手帳等を所有する方に割引運賃又は無料で乗車できる特別乗車証を交付するなど、高齢者等の交通弱者支援及び交通利便性の向上を図っていきます。

(3) 交通安全対策

高齢者の交通事故を防止するため、警察や交通安全推進団体・機関等が連携した「所沢市交通安全推進協議会」を推進母体とし、市民への交通安全意識の高揚を図っていきます。

特に自転車の運転を行う高齢者に対しては、身体機能の低下を踏まえた運転についての理解の向上を促すよう、埼玉県警察が実施する高齢者自転車講習に協力しています。

交通安全に関する教室や講習については、高齢者の交流の場である老人福祉センターや老人憩の家等の場を活用し、より多くの方が参加できるよう努めていきます。

また、高齢者による交通事故の減少を図るため、市内にお住まいの65歳以上の運転免許証自主返納者に対して、ところバス・ところワゴンの1年間無料乗車券の交付を行い、高齢者の運転免許証自主返納の推進を支援していきます。

(4) 高齢者のごみ収集支援

高齢者の健康状態や障害等により、自分でごみを集積所へ出すことが困難で身近な人の協力を得ることができない方に対して、戸口先で直接ごみ収集する「ふれあい収集」を実施しています。収集時には希望に応じて「声かけ」による安否確認を行っています。

また、粗大ごみについては、家族や友人等の協力を得られず、自宅から運び出すことが困難な1人暮らしの高齢者や身体に障害のある方などに対して、「粗大ごみ訪問運び出し収集サービス」を実施しています。

(5) 災害時における高齢者への支援

避難行動要支援者支援・個別避難計画作成事業（P82 参照）を実施し、災害発生時等の安否確認や避難誘導を円滑に行うための体制づくりを進めています。